

徳島県放置艇削減計画

(水域利用の秩序維持及び環境改善のための総合戦略)

【改 定 版】

平成 2 7 年 1 2 月策定

令和 7 年 3 月改定

徳島県 放置艇対策推進会議

目 次

改定の背景	1
I 放置艇の現状	3
1. 放置艇について	3
2. 放置艇の状況	3
II これまでの取組	7
1. 「放置艇対策推進会議」の設置	7
2. 「係留保管場所の確保」と「規制措置」	7
3. 適正な水域の管理	8
III 削減計画の改定	10
1. 趣 旨	10
2. 計画期間及び目標	10
3. 方 針	11
4. 中心市街地の課題解消	11
IV 係留保管場所の確保【受け皿作り】	12
1. 恒久的係留保管施設の整備等	12
2. 暫定的係留保管場所の設置及び機能強化	12
3. 民間活力を活用した取組の推進及び地元市町との連携	15
V 係留保管場所への誘導【受け皿への誘導】	16
1. 規制区域の設定	16
2. 警察機関などの関係機関と連携した指導	16
3. 係留保管に関する条例	16
4. 監督処分及び罰則の適用	17
5. 係留保管場所の使用料の設定	17
VI 沈廃船の撤去	18
1. 沈廃船の撤去処分の考え方	18
2. 撤去対象船舶及び撤去方法	18
3. リサイクルの推進	22

VII	広報等	2 2
1.	県民への広報	2 2
2.	船舶所有者への法令遵守の指導及び情報	2 2
3.	販売・製造業者への啓発	2 2
4.	係留保管場所、規制区域及び放置艇対策の進捗状況について情報提供	2 2
VIII	中心市街地の課題解決に向けた取組	2 3
1.	「撫養川」での船舶の移動	2 3
2.	「ケンチョピア」での船舶の移動	2 3
IX	地域ごとの具体的な取組	2 4
1.	共通事項	2 4
2.	鳴門・吉野川北岸地域	2 4
3.	吉野川南岸・小松島地域	2 5
4.	阿南・海部地域	2 6

○改定の背景

本県は、四国東部に位置し、北は瀬戸内海にはじまり、東は紀伊水道、南は太平洋に面し、背後は、四国山地・讃岐山脈が迫り、山地の占める割合は約８割と大きく、本県を代表する河川である一級河川吉野川・那賀川流域及び海岸地帯を中心に市街地が形成されている。

また、その地理的な位置関係から、大阪、神戸など近畿経済圏との結びつきが強く、本県の港湾では、海上交通の要衝となっているほか、異なる三つの海域に面した、その変化に富んだ漁業環境から、県内全域で、多種多様の漁業が営まれ、河川では、山間部で産出された木材、平野部での藍、煙草などの積み出しに利用されるなど、古くから本県の経済・産業振興に、船舶は必要不可欠であった。

さらに近年では、プレジャーボートを利用したレクリエーション活動が盛んとなり、本県の水域では、様々な船舶の活用が見られる一方で、次第に、各地の港湾・河川・漁港等で、プレジャーボートの放置や投棄、いわゆる「放置艇」が、多数、見受けられるようになった。

こうした中、全国的に問題となっている放置艇に対し、国は、平成８年度より、港湾・河川・漁港の三水域を対象として「プレジャーボート全国実態調査」を実施し、各水域における係留・保管及び放置の実態を把握するとともに、「係留・保管能力の向上」と、放置等禁止区域の指定等の「規制措置」を両輪とした放置艇対策を推進してきた。

さらに、平成２５年５月には「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（以下「推進計画」）を策定し、平成２５年度から１０年間の計画期間を設定しており、計画期間満了時には、港湾・河川・漁港の三水域において放置艇をゼロとする、新たな放置艇の発生を未然に防ぐことを目標としてきた。

また、令和６年３月には、国から、新たな方向性が示され、その中で「地域にとって支障となる放置艇については、概ね１０年程度を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組むことを目指す」ことが明記された。

一方、東日本大震災（平成２３年３月）や能登半島地震（令和６年１月）では、津波によって漂流船や転覆船が発生し、家屋や重要インフラに甚大な二次被害を及ぼしただけでなく、発災後の「初動対応」にも支障を来した。

本県の河川の沿川や沿岸域においても、家屋や事業所が密集する市街地周辺の水

域では、多くの船舶が係留されており、切迫する南海トラフ巨大地震への備えとして、現状の水域利用状況を勘案しながら、被害低減に向けた取組みも求められている。

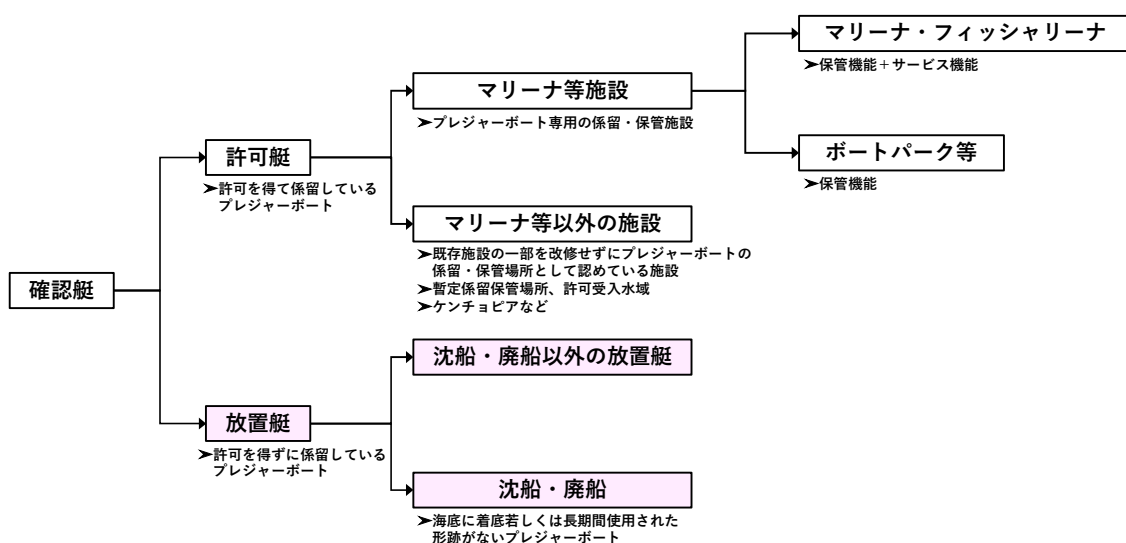
こうしたことから、「徳島県放置艇削減計画」においては、本県の取り巻く環境や県内各地の実情を十分踏まえた計画に改定するものである。

I 放置艇の現状

1. 放置艇について

(1) 放置艇とは

港湾・河川・漁港の公共水域やその周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶、または、水域管理者の認めた施設や区域に係留されているが、施設使用許可等の手続を経ずに不正に係留している船舶を放置艇という。



(2) 放置艇が引き起こす問題

- ①津波・高潮・洪水等における放置艇の流出、流水阻害
- ②無秩序な放置艇の集積による船舶航行への支障
- ③係留場所の私物化・利権化、公共施設の破損、沈船化
- ④違法駐車、騒音、ゴミ・油の不法投棄等による景観・環境の悪化
- ⑤港湾・河川・漁港工事への支障
- ⑥安全管理がなされていないことによる事故、漁業操業者とのトラブル

2. 放置艇の状況

(1) 令和4年度プレジャーボート全国実態調査結果

①全国の状況

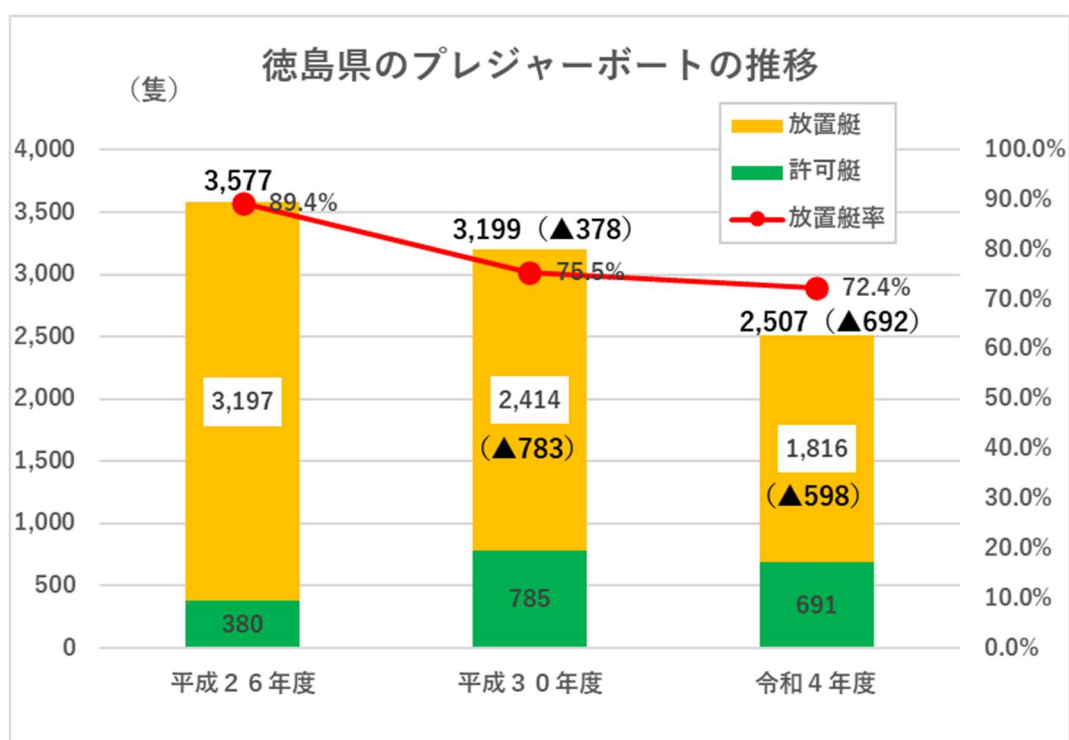
国（国土交通省、水産庁）が、令和4年度に実施したプレジャーボート全国実態調査結果によると、港湾、河川、漁港で確認されたプレジャーボート総数は約14.5万隻で、平成26年度調査と比較すると約3.3万隻減少。うち、許可を得ずに係留・保管されている「放置艇」は約5.6万隻で、平成26年度調査と比較すると約3.2万隻減少している。

②徳島県の状況

◆概 要

徳島県の港湾、河川、漁港では、2,507隻のプレジャーボートが確認されており、平成26年度調査と比較すると1,070隻減少している。

また、放置艇については、これまで「係留保管場所の確保」と「規制措置」を両輪とする放置艇対策に取り組んできたところ、1,816隻まで減少し、平成26年度調査と比較すると1,381隻削減している。



◆水域別等の内訳

本県の放置艇 1, 816 隻の水域別の内訳については、港湾区域（港湾単
独＋港湾・河川重複）では 813 隻確認されており、徳島小松島港が 262
隻と最も多く、撫養港では 164 隻、富岡港では 112 隻となっている。ま
た、河川区域（港湾・河川重複＋河川単独＋河川・漁港重複）においては、
1, 286 隻確認されており、県管理河川では、榎瀬江湖川が 89 隻と最も
多く、沖洲川では 33 隻、新町川では 31 隻と市街地周辺に多くの放置艇が
係留している。さらに、漁港区域（河川・漁港重複＋漁港単独）では、203
隻確認されている。

また、放置艇と沈廃船の内訳は、無許可艇が 1, 458 隻、沈廃船が
358 隻となっている。

徳島県の放置艇の内訳

（令和 4 年度プレジャーボート全国実態調査より）

区域	放置艇	水域別内訳		
		港湾区域	河川区域	漁港区域
港湾単独	383	383		
港湾・河川重複	430	430		
河川単独	800		800	
河川・漁港重複	56		56	
漁港単独	147			147
合計	1,816	813	1,286	203

（うち無許可艇） (1,458)

（うち沈廃船） (358)

③四国内各県の状況

プレジャーボート総数に占める放置艇の割合（放置艇率）は、72.4%
で、四国内各県と比較すると、本県が最も高くなっている。

本県のマリーナ等の収容能力は四国内で最も少なくなっており、このこと
が、放置艇率が高くなっている要因の一つと考えられる。

四国内各県の状況

（令和 4 年度プレジャーボート全国実態調査より）

	P B 総数 (A)	内訳		放置艇率 (B / A)	マリーナ等の状況	
		許可艇	放置艇 (B)		収容力 (C)	収容率 (A / C)
徳島県	2,507	691	1,816	72.4%	597	4.2
香川県	4,010	2,552	1,458	36.4%	2,063	1.9
愛媛県	6,290	2,502	3,788	60.2%	1,716	3.7
高知県	2,331	1,058	1,273	54.6%	1,535	1.5

各地域の放置艇の状況

令和4年10月時点

工	リ	ア	三水城			総計	河川			区域			域港			灣区			域漁			港区			区域			域合			
			許可艇	放置艇	うち沈没船	合計	許可艇	放置艇	うち沈没船	合計	許可艇	放置艇	うち沈没船	合計	許可艇	放置艇	うち沈没船	合計	許可艇	放置艇	うち沈没船	合計	許可艇	放置艇	うち沈没船	合計	許可艇	放置艇	うち沈没船	合計	
			110	268	26	378	0	57	4	57	109	164	11	273	1	47	11	48													
			90	202	57	292	52	118	24	170	36	50	22	86	2	34	11	36													
			135	276	52	411	0	123	17	123	135	153	35	288	0	0	0	0													
			149	111	14	260	0	2	0	2	149	109	14	258	0	0	0	0													
			158	261	89	419	0	23	8	23	158	193	62	351	0	45	19	45													
			44	198	43	242	0	0	0	0	27	144	9	171	17	54	34	71													
			1	23	11	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	11	24													
			4	398	43	402	4	398	43	402	0	0	0	0	0	0	0	0													
			0	79	23	79	0	79	23	79	0	0	0	0	0	0	0	0													
			691	1,816	358	2,507	56	800	119	856	614	813	153	1,427	21	203	86	224													

令和7年2月時点

工	リ	ア	三水城			合計	河川			区域			域			港			区域			域			港			区域			合計
			許可艇	放置艇	うち沈没船		許可艇	放置艇	うち沈没船	許可艇	放置艇	うち沈没船	許可艇	放置艇	うち沈没船	許可艇	放置艇	うち沈没船	許可艇	放置艇	うち沈没船	許可艇	放置艇	うち沈没船	許可艇	放置艇	うち沈没船				
			207	289	44	496	0	60	5	60	129	172	12	301	78	57	27	135													
			100	160	40	260	44	91	6	135	23	22	3	45	33	47	31	80													
			131	225	33	356	8	108	14	116	123	117	19	240	0	0	0	0													
			138	51	5	189	0	2	0	2	138	49	5	187	0	0	0	0													
			152	136	30	288	0	8	1	8	152	83	10	235	0	45	19	45													
			58	154	32	212	0	0	0	0	41	105	3	146	17	49	29	66													
			1	23	11	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	11	24													
			4	380	49	384	4	380	49	384	0	0	0	0	0	0	0	0													
			0	74	18	74	0	74	18	74	0	0	0	0	0	0	0	0													
合	計		791	1,492	262	2,283	56	723	93	779	606	548	52	1,154	129	221	117	350													

Ⅱ これまでの取組

1. 「放置艇対策推進会議」の設置

港湾、河川及び漁港の公共用水域内の放置艇について、具体的かつ実効性のある対策を推進するため、平成24年度に「放置艇対策推進会議」を設置し、国、県の水域管理者などが一体となり、県下全域の放置艇対策に取り組んでいる。

2. 「係留保管場所の確保」と「規制措置」

(1) 係留保管場所の確保

①港湾区域の保管管理場所について

港湾区域では、令和4年度までに「暫定的係留保管場所」として「小型船舶用泊地」を35地区・48施設を指定し、小型船舶の係留保管場所の確保に取り組んだ。

暫定的係留保管場所の指定状況

エリア	港湾名	名称	施設数 (箇所)	延長 (m)
鳴門	折野港	北灘町折野	1	587
	撫養港	撫養町弁財天、撫養港（第一、第二）	3	412
徳島 ・ 小松島	今切港	旭野地区	1	564
	徳島小松島港	万代地区、中洲地区（第一、第二）、末広地区、沖洲地区（第一、第二、第三、第四）、沖洲（外）地区（第一、第二）、津田地区、与茂田地区、元根井地区、本港地区、旧港地区（第一、第二）、横須地区、金磯地区、赤石地区（第一、第二、第三、第五）、和田島地区（第一、第二）	24	7,040
阿南	中島港	那賀川町上福井（第一、第二）、中島地区（第一、第二）	4	639
	富岡港	淡島地区	1	666
	橘港	答島地区（第一、第二）、東中浜地区、中浦地区答、赤崎地区、香地区	6	1,907
海部	日和佐港	日和佐浦地区、日和佐浦地区（第三、第四）	3	879
	浅川港	加島地区、大田地区	2	337
	那佐港	海陽町荏浦、海陽町穴喰浦（第一、第二）	3	78
計			48	13,109

②河川区域の保管管理場所について

河川区域では、新町川、沖洲川、榎瀬江湖川、宮島江湖川の4河川において、プレジャーボートの係留保管を許可している。

③漁港区域の保管管理場所について

漁港区域では、瀬戸漁港、土佐泊漁港、粟津漁港、長原漁港、由岐漁港、鞆奥漁港、穴喰漁港の7漁港において、プレジャーボートの係留保管を受け入れている。

(2) 係留保管場所への誘導

港湾区域内において、令和4年度までに「小型船舶用泊地」を指定した周辺水域を中心に、23箇所を「放置等禁止区域」を指定し、「規制区域」を設定することで、プレジャーボートの係留保管場所への誘導を行った。

放置等禁止区域の指定状況

エリア	港湾名	地区名	地区数 (箇所)
鳴門	折野港	港湾区域の一部	1
	撫養港	港湾区域の一部	1
徳島 ・ 小松島	今切港	港湾区域の一部	1
	徳島小松島港	万代地区、中洲地区、末広地区、沖洲地区、沖洲(外)地区、津田地区、与茂田地区、元根井地区、本港地区、旧港地区、横須地区、金磯地区、赤石地区、和田島地区の港湾区域の一部	14
阿南	中島港	港湾区域全域	1
	富岡港	淡島地区の港湾区域の一部	1
	橘港	港湾区域全域	1
海部	日和佐港	日和佐浦地区の港湾区域の一部	1
	浅川港	港湾区域の一部	1
	那佐港	港湾区域全域	1
計			23

3. 適正な水域の管理

(1) 船舶などの撤去

各水域において、所有者が判明した沈廃船については、撤去を求めた。

また、所有者が判明しない沈廃船については、法律に定める方法に従い撤去・処分を行った。

さらに、ケンチョピア※や撫養川では、船舶や栈橋を簡易代執行により撤去した。

沈廃船撤去状況

(平成28年度から令和5年度)

管理者		撤去数(隻)
港湾管理者		224
河川管理者	国	21
	県	183
漁港管理者		133
計		561

(2) 広報等

係留保管場所や規制区域について随時、県ホームページにより情報提供した。また、看板を設置し、許可の必要性を啓発した。

さらに、放置艇監視員が、定期的に見回りを行い、水域の状況を常に監視、把握し、指導体制の強化に努めた。



放置等禁止区域を示す看板
(徳島小松島港 万代中央地区（新町川重複区間）)

※ケンチョピアとは

徳島県庁北側の新町川沿川に設けられたヨットやプレジャーボートの係留場所の愛称。

平成23年度に、護岸前の水域を港湾施設の「小型船舶用泊地」に指定するとともに、周辺水域を船舶及び浮桟橋の放置等を禁止する「放置等禁止区域」に指定した。

Ⅲ 削減計画の改定

1. 趣 旨

現在の計画では、国が平成25年5月に策定した、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境の改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、国において掲げられた目標の「令和4年度までの放置艇の解消」を目指し、放置艇の削減に取り組んできた結果、平成26年度から令和4年度にかけて、約1,400隻の放置艇を削減し、一定の成果は得られたと考えているものの、本県も含め、全国的にも未だ多数の放置艇が確認されている。

こうした中、令和6年3月、国において新たな取り組み方針となる「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」が策定され、「すべての放置艇を解消の最終的な目標は堅持しつつ、地域にとって支障となる放置艇については、概ね10年程度を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組むことを目指す」とした、新たな目標が示された。

一方、今後30年以内の発生確率が80%程度と言われている南海トラフ巨大地震への備えは、本県の最重要課題であり、漂流船や転覆船による二次被害や応急対策活動への影響を軽減するための対策も急務である。

こうしたことから、放置艇の削減に向け、今後、本県が実施すべき新たな取組の計画と、実効性のある目標及び計画期間を設定する必要があることから、改定を行うものである。

2. 計画期間及び目標

本計画の計画期間については、令和7年度から令和12年度までの6年間とする。

また、令和11年度までに、現状の放置艇数、係留保管能力及び、これまでの削減状況を鑑み放置艇を令和4年度比「半減」を目標とする。

さらに、南海トラフ巨大地震対策として、市街地に係留する船舶の「係留場所の移動」を行うなど、中心市街地における漂流船舶などによる二次被害について、概ね10年以内の解消を目指す。

3. 方針

放置艇の現状と、これまでの取組状況を鑑み、現計画の改定方針は、以下のとおり。

- ・係留保管施設における「許可取得」の促進
- ・「係留保管場所の移動」に向けた「恒久的な係留保管施設」の検討
- ・暫定的な係留保管施設の「拡大」及び「機能強化」
- ・放置艇に対する「指導・撤去」の強化

これら方針のもと、各地域の放置艇、係留施設及び船舶の係留状況を踏まえ、県内沿岸を、「鳴門・吉野川北岸」、「吉野川南岸・小松島」、「阿南・海部」の3地域に分割し、それぞれの地域の実情を踏まえ、国、市町、民間と連携した対策を行うこととする。

4. 中心市街地の課題解消

東日本大震災や能登半島地震を踏まえ、「津波による二次被害」及び「発災時の応急対策活動への影響」を軽減するため、許可艇を含む中心市街地に係留する船舶について、現状の水域利用状況を勘案しながら、被害や影響が少ない水域への「船舶の移動」に取り組む。



IV 係留保管場所の確保【受け皿作り】

1. 恒久的係留保管施設の整備等

(1) 港湾計画で位置づけているボートパーク計画等

◆徳島小松島港 港湾計画（平成13年改訂）

徳島小松島港 沖洲（外）地区ボートパーク 計画収容隻数 242隻

徳島小松島港 本港地区 ボートパーク 計画収容隻数 105隻

◆橘港 港湾計画（平成6年一部変更）

橘港 小勝・後戸地区 マリーナ計画 計画収容隻数 210隻

◆徳島小松島港 津田地区活性化計画（令和3年）

津田水面貯木場を活用したボートパーク

(2) 整備手法等

今後、県において整備するボートパーク等については、整備及び管理の分野において、他県事例を参考に民間経営手法の導入等を推進する。

(3) 恒久的係留保管施設の整備に向けた検討

中心市街地に位置する「ケンチョピア」の係留船舶の移動に向け、「吉野川南岸・小松島」地域において、先行モデルとなる「恒久的係留保管施設」の検討に取り組む。また、「恒久的係留保管施設」の整備にあたっては、官民による検討会を立ち上げ、背後地域の「まちづくり」など、周辺開発との連携を図りながら検討を進める。

2. 暫定的係留保管場所の設置・機能強化

(1) 暫定的係留保管場所の設置計画

これまで、係留保管能力の向上を図るため、三水域が連携し、「暫定的係留保管場所」の確保に努めてきたが、「鳴門・吉野川北岸」地域では、未だ係留保管場所が不足し、「阿南・海部」地域においても、局所的に不足している。

こうした地域の実情を踏まえ、「鳴門・吉野川北岸」、「阿南・海部」では、静穏度が保たれる河口部や空き水面を活用し、これまでの「暫定的係留保管場所」の確保を継続する。

また、「吉野川南岸・小松島」地域では、「恒久的係留保管施設」の検討に加え、必要に応じて「暫定的係留保管場所」を確保する。

(2) 水域ごとの確保方法

①港湾区域（河川重複区域を含む）

A. 漁船のための小型船だまり

漁業協同組合と協議し、漁業活動の支障のない範囲でプレジャーボートの係留保管場所を確保

B. 利用の低下した物揚場等の前面水域

利用の低下した物揚場等の前面水域のうち、静穏かつ、航行及び事業活動等に支障が無いなど、暫定的係留保管場所として活用できる水域を「小型船舶用泊地」に指定

C. 護岸・防潮堤等の前面水域

護岸・防潮堤等の前面水域のうち、静穏かつ、航行及び事業活動等に支障が無いなど、暫定的係留保管場所として活用できる水域を、必要な係留設備を整備した上で「小型船舶用泊地」に指定

②漁港区域（河川重複区域を含む）

県管理の漁港については、漁業協同組合と協議し、漁業活動に支障のない範囲でプレジャーボートの係留保管場所を確保する。

また、市町管理の漁港についても、市町と連携し同様の取組を進める。

③河川単独区域

河川単独区域における放置艇については、治水上、支障のない範囲でプレジャーボートの係留保管場所を確保するとともに、区域内での保管管理が困難なものについては、順次、民間マリーナへの誘導、港湾・漁港での暫定的係留保管場所での収容に取り組む。

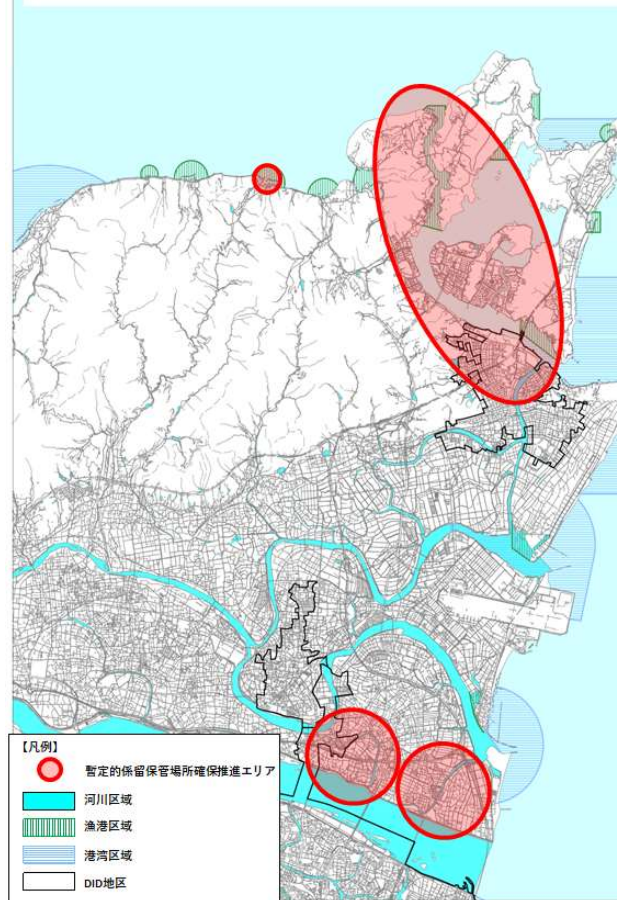
(3) 暫定的係留保管場所の機能強化

係留施設が不足する地域を中心に、漁業関係者と連携し、「係船環の設置」など、既存の「暫定的係留保管場所」の機能強化を図り、更なる係留保管能力の向上を図る。

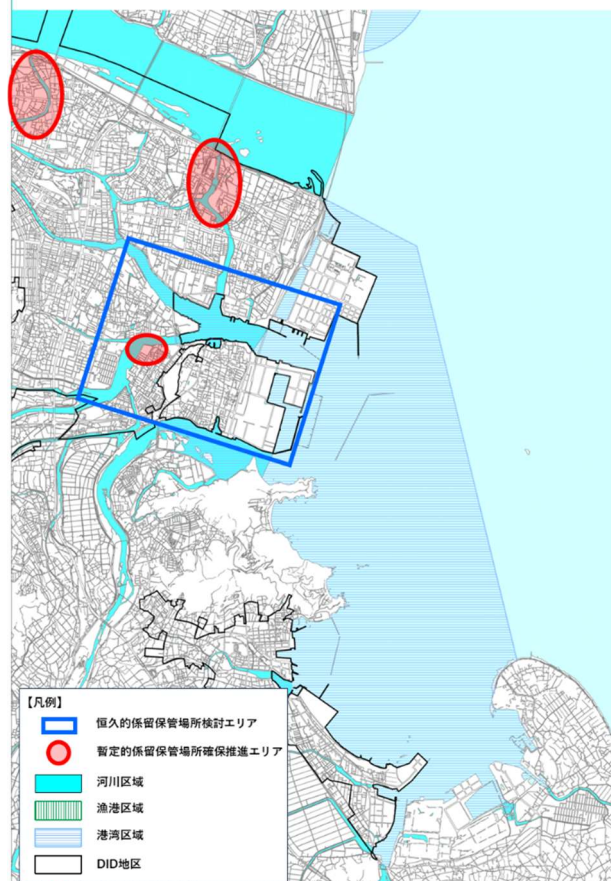
(4) 係留設備も含めた係留許可

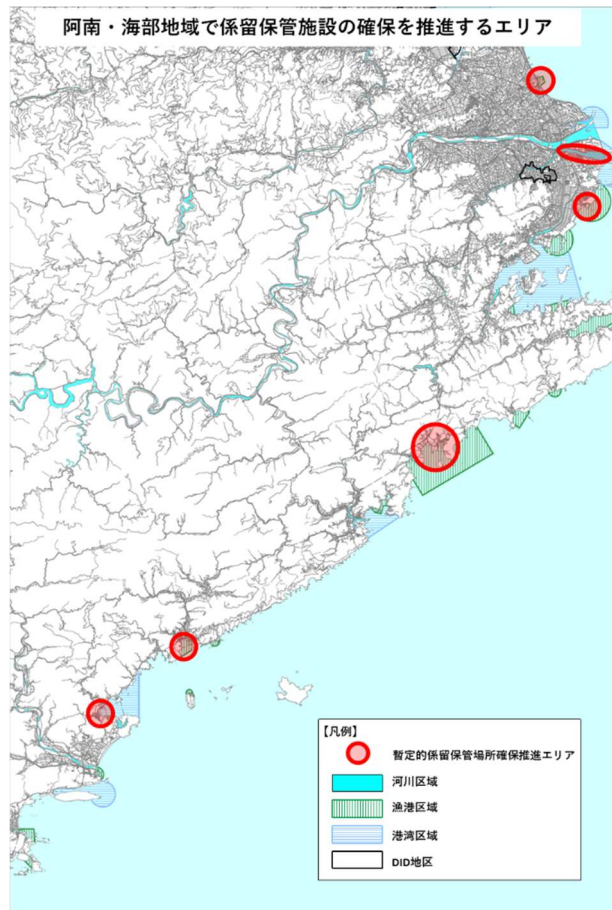
施設に特段の構造上の支障が生じないと認められる範囲において、流出防止措置を講じることを条件に、利用者による浮棧橋等の係留設備の設置を柔軟に認める。

鳴門・吉野川北岸地域で係留保管施設の確保を推進するエリア



吉野川南岸・小松島地域で係留保管施設の確保を推進するエリア





3. 民間活力を活用した取組の推進及び地元市町との連携

係留保管場所の確保にあたっては、民間の知見も積極的に取り入れつつ、県民が親しむことの出来る水辺空間の創出やマリンレジャーの振興とあわせて、一体的かつ複合的な取り組みを推進する。また、これら取り組みについては、周辺「まちづくり」も必要不可欠なことから、地元市町と連携し取り組む。

更に、民間の「優良な投資」、「魅力的な施設整備」、「安定した管理運営」を期待し、

- ・陸上空きスペースや、水際線の低未利用地などを活用したマリーナ事業
 - ・係留施設の管理運営への指定管理者制度の導入
- などについても、民間事業者の参画を促進する。

V 係留保管場所への誘導【受け皿への誘導】

1. 規制区域の設定

今後も、係留保管場所の確保を推進するため、引き続き、規制区域の設定について取り組む。

(1) 港湾区域、漁港区域

港湾区域・漁港区域（それぞれ河川重複区域を含む）においては、暫定的係留保管場所を確保した周辺水域から、「放置等禁止区域」を設定し、放置を禁止する物件として「船舶」及び「浮桟橋」を指定。

《指定前》

放置艇については、原則、法律に規定する監督処分及び罰則の対象外。

《指定後》

放置等の行為を禁止する区域（港湾法第37条の11第1項、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項第2号）を定め、禁止する物件として船舶を指定することにより、放置艇に対する監督処分及び罰則の適用が可能となる。

- ・ 監督処分：所有者不明の船舶等に対する簡易代執行
（港湾法第56条の4第2項）
（漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第4項）
- ・ 罰 則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
（港湾法第63条第4項第2号）
30万円以下の罰金
（漁港及び漁場の整備等に関する法律第72条第3号）

(2) 河川単独区域

河川単独区域においては、暫定的係留保管場所を確保した周辺水域から、船舶を「放置等を禁止する物件」に指定
（河川法施行令第16条の4第1項第2号）。

《指定前》

栈橋、係船柱などの工作物の設置のみが、河川法施行令第59条第2号に基づく罰則の対象（船舶に対しては対象外）。

《指定後》

船舶の放置についても罰則の適用が可能。

- ・ 罰則：3月以下の懲役又は20万円以下の罰金

2. 警察機関などの関係機関と連携した指導

許可艇への転換を推進するため、警察や海上保安部、漁業関係者などと合同で、定期的なパトロールを実施し、関係法令や保管場所の確保などについて

て、船舶所有者への指導に取り組む。

3. 係留保管に関する条例

プレジャーボート所有者等を対象に、適正な保管に対する責務を課すことで、公共の水域及び陸域における秩序の維持が図られるよう、係留保管場所の確保を推進するとともに、プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例制定に向けた検討に着手

4. 監督処分及び罰則の適用

(1) 監督処分等の実施

港湾区域・漁港区域の「放置等禁止区域」及び河川区域内の所有者不明の放置艇及び浮桟橋について、簡易代執行などによる撤去・処分を行う。

(2) 罰則の適用

定期的な情報交換等の連携強化を行い、悪質な案件に関しては警察・海上保安部への取締り要請を行う。

《悪質な案件例》

- ・浮桟橋等の係留施設を新たに無許可で設置
- ・再三の指導に従わない
- ・廃棄処分を目的とした意図的な船舶の投棄 など

5. 係留保管場所の使用料の設定

(1) 係留環境に応じた料金設定

【港湾区域】

- ・暫定的係留保管場所では「小型船舶用泊地」の使用料（月単位）を徴収
- ・暫定的係留保管場所以外の係留施設では、1級港湾、2級港湾による料金を区分

【漁港区域】

- ・漁船以外の船舶について、定期旅客船とそれ以外の船舶、それぞれ50t以上と未満に料金を区分

【河川単独区域】

- ・今後、小型船舶の占用料について検討

(2) 今後の料金設定について

- ・今後、新たな「小型船舶用泊地の指定」や「恒久的係留保管施設の整備」状況を鑑み、料金の設定方法について検討
- ・先進事例を参考に暫定的係留保管場所の運用開始時期による不公平感を

VI 沈廃船の撤去

1. 沈廃船の撤去処分の考え方

沈廃船の撤去は、令和7度から令和11年度までの5年間で、暫定的係留保管場所を確保した水域から行うこととし、地域の実情や現場の状況から、以下のような緊急性の高いものから優先順位をつけて撤去する。

- ・ 船舶本体が流出の恐れがあるもの
- ・ 船舶の部品、燃料油等が流出の恐れがあるもの
- ・ 流出により周辺住宅地や船舶の航行等に大きな影響を与える恐れがあるもの
- ・ 周辺住民からの撤去要望の高いもの 等

2. 撤去対象船舶及び撤去方法

(1) 撤去対象船舶

対象となる沈船、廃船の定義は以下のとおり。

沈船：着底し、固定的施設と同様に排他独占的かつ継続的に水域を占有している船舶

廃船：所有者が不明で長期間使用された形跡がなく、破損等により船舶としての使用に耐えないと判断される船舶

(2) 撤去方法

船舶番号等から所有者についての調査を行い、所有者が判明した沈廃船については、所有者に撤去を求める。所有者の判明しないものについては、法律に定める方法に従い簡易代執行^{*}による撤去・処分を行う。

また、船舶としての堪航性を損失し、回復不可能と認められるもので、船体が朽廃しているものについては、廃棄物として処分する。

【行政代執行】

行政代執行とは、行政上の強制執行の一種であり、義務者が行政上の義務を履行しない場合に、義務者のすべき行為を行政庁自身若しくは第三者にさせ、その費用を義務者から徴収することをいう。

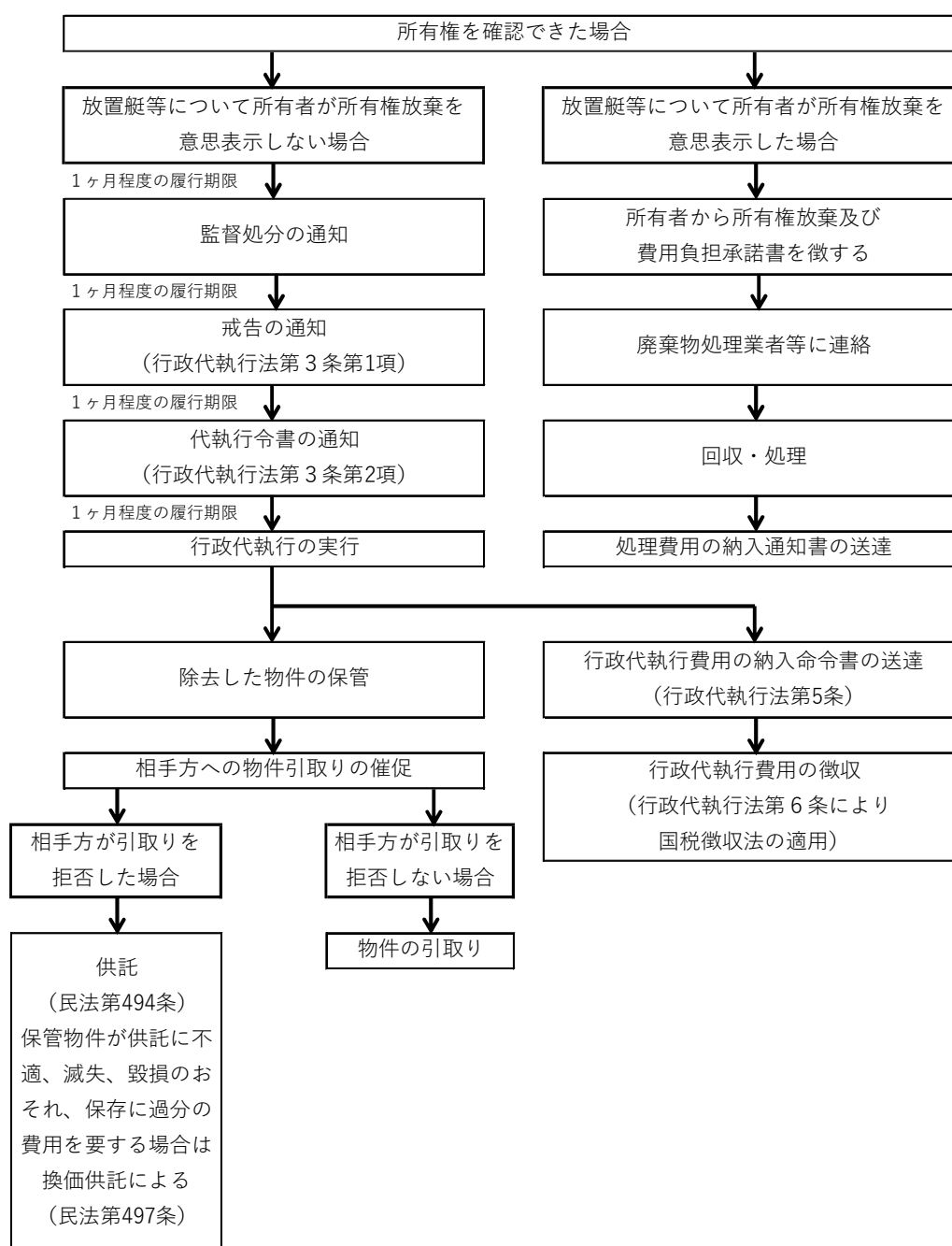
【簡易代執行】

簡易代執行とは、所有者不明の放置艇を対象とする措置で、過失なく撤去等の措置を命ずるべき者を知ることができない場合に、港湾法56条の4第2項に基づき、撤去等の措置を自ら行い、又は第三者に行わせることができることをいう。

【廃棄物としての調査・判断する項目】

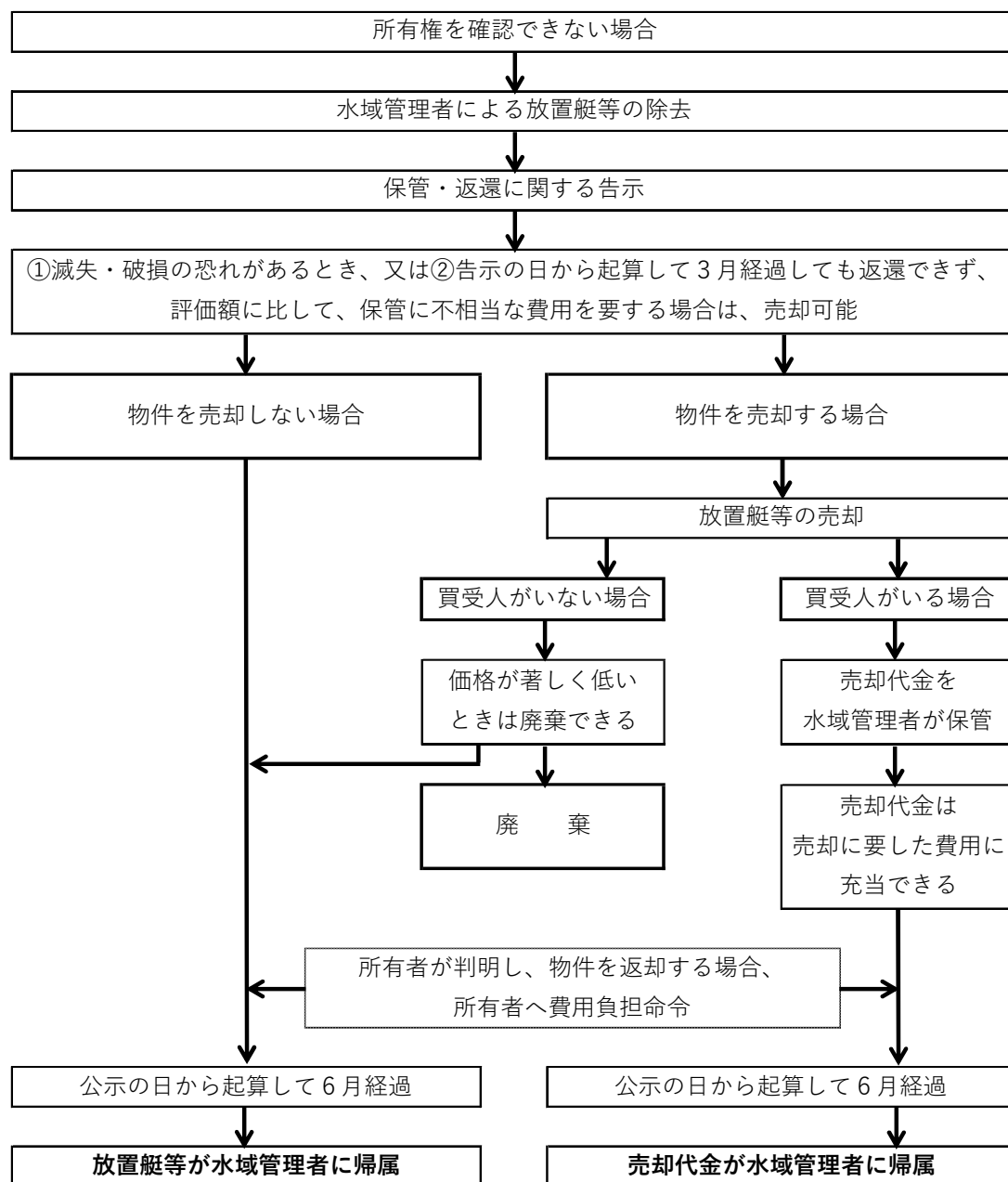
- ・船舶の使用可能性の状態として、船名、船舶検査済票、漁船登録番号の表示の有無、検査有効期間、船体の損傷、期間撤去の有無等の状況
- ・船舶の係留の状態として、係留索、錨、係留場所等の状況
- ・船舶の管理状況として、船体、機関、属具の保守、船内滞留水、ビルジ等

●監督処分・行政代執行のフロー



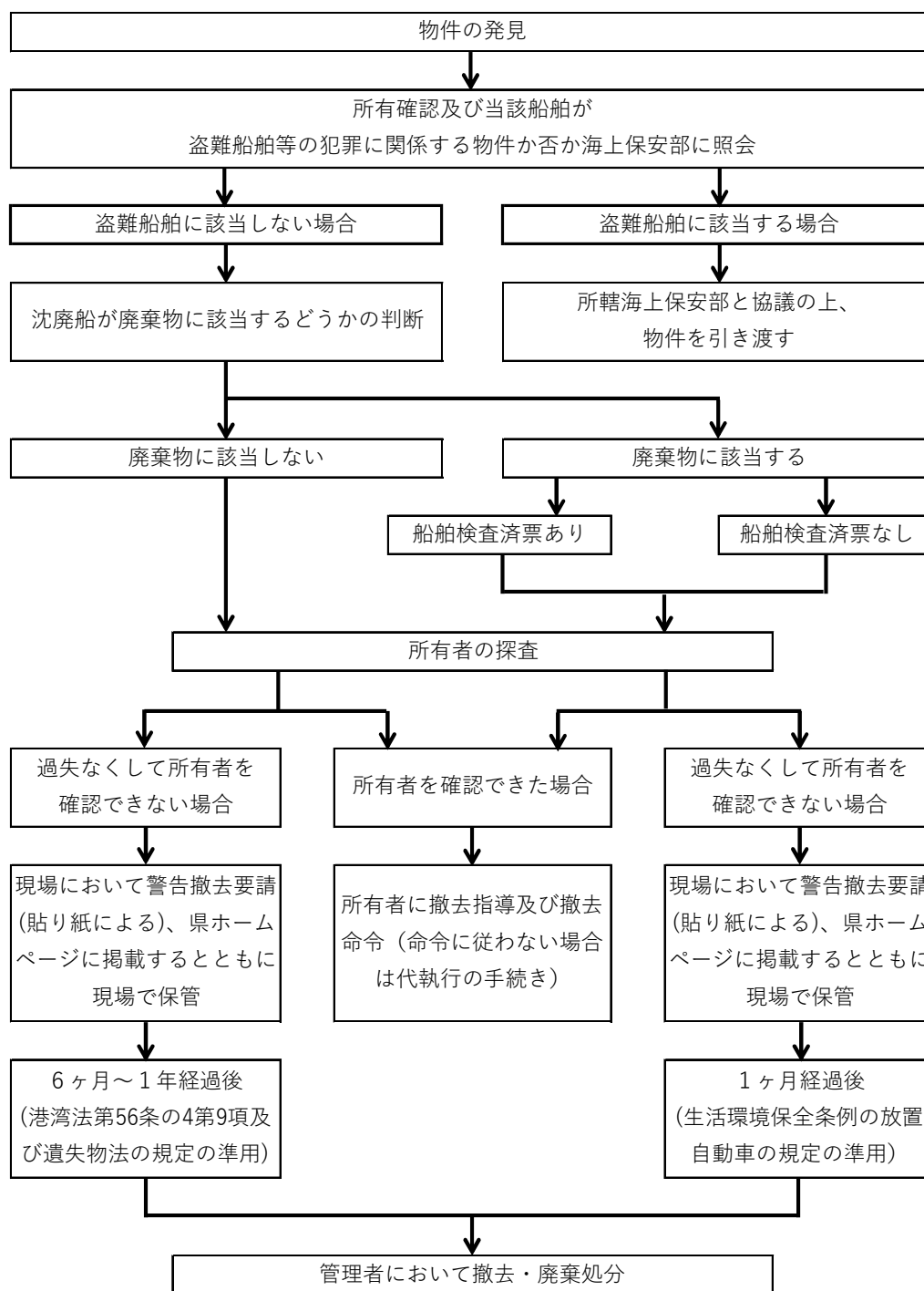
(出典:R6.3.29プレジャーボートの放置艇対策に関する参考事例集 ver1.0)

●簡易代執行のフロー



(出典:R6.3.29 プレジャーボートの放置艇対策に関する参考事例集 ver1.0 を一部改変)

●沈廃船に対する処理フロー



(「H19. 4. 国土交通省港湾局 港湾における放置等禁止区域の指定に関するガイドライン」を参考に作成)

3. リサイクルの推進

(1) リサイクル方法

指定引取場所に収集された廃FRP船を粗解体した後、FRP破材を中間処理場に輸送し、破碎・選別等を行い、最終的にセメント焼成することによりリサイクル（マテリアルリサイクル・サーマルリサイクル）を行う「FRP船リサイクルシステム」を活用する

(2) 国の支援制度の有効活用

放置艇の撤去・処分に際しては、沈廃船等の処理に適用できる交付金・補助金制度を最大限有効に活用し、地域にとって支障となる放置艇の撤去・処分をさらに進めていくこととする。

VII 広報等

1. 県民への広報

放置艇対策について、県民全体の理解と協力を得るため、県広報、ホームページ等を活用し、「計画の進捗状況」や「放置艇分布マップ」を作成し、対策の必要性や取組の内容等の広報を行う。

2. 船舶所有者への法令遵守の指導及び情報提供

船舶所有者に対しては、船舶免許の取得・更新時の機会を捉え啓発リーフレットの配布や係留場所に啓発看板を設置し、放置艇が引き起こす問題や対策の重要性、罰則規定等に関する周知を図るとともに、不法係留船の所有者に対しては、個別に丁寧な指導を行う。

3. 販売・製造業者への啓発

船舶の製造・販売業者に対しては、業者への訪問や啓発リーフレットの送付等により、放置艇対策の必要性や県の取組内容についての理解や協力を得る。

4. 係留保管場所、規制区域及び放置艇対策の進捗状況について情報提供

県が設置する係留保管場所や規制区域の情報は、随時、県広報、ホームページ等により情報提供し、対策の周知徹底を図る。

また、放置艇対策の進捗状況を「見える化」し、放置艇所有者の行動変容を促すほか、対策の見直し、充実化を推進する。

Ⅷ. 中心市街地の課題解消に向けた取組

東日本大震災や能登半島地震を踏まえ、許可艇を含む中心市街地の係留船舶については、現状の水域利用状況を勘案しながら、二次被害を及ぼす恐れのない水域への段階的な移動を行う。

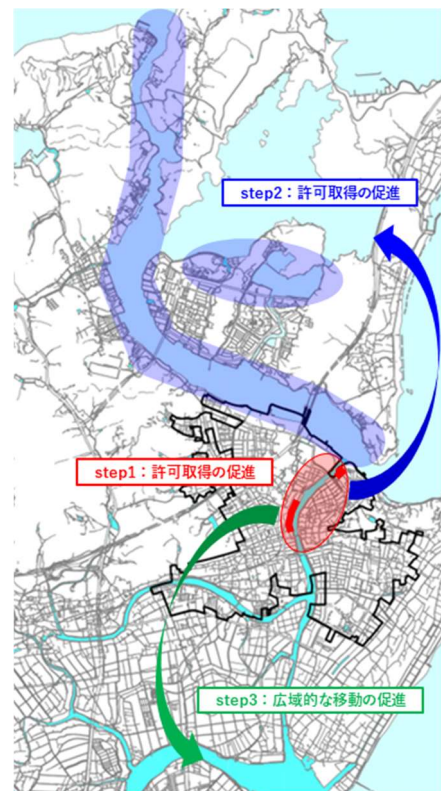
船舶の移動を行う水域については、中心市街地に位置し、県庁や市役所など、防災拠点となる行政庁舎や、大規模地震発生時の救助や物資輸送を支える緊急輸送道路に隣接した、「撫養川」や「ケンチョピア」を対象に取り組む。

1. 「撫養川」での船舶の移動

Step1：既存の暫定的係留保管場所を活用することとし、撫養川に係留された放置艇については、取締や指導を強化することで、許可取得を促進する。

Step2：小鳴門海峡・ウチノ海周辺において、新たに暫定的保管場所が確保された段階で、許可艇の優先的な移動を促進する。

Step3：撫養川周辺の「鳴門・吉野川北岸」地域において、係留保管の確保が困難な場合には、「吉野川南岸・小松島」地域で検討する「恒久的係留保管施設」などへの広域的な移動を促進する。



2. 「ケンチョピア」での船舶の移動

「ケンチョピア」については、「吉野川南岸・小松島地域」での「恒久的係留保管施設」の検討結果を踏まえ、具体的な船舶移動を計画する。



IX. 地域ごとの具体的な取組

1. 共通事項

①係留・保管能力の向上

- ・恒久的係留保管施設の整備に向けた検討
- ・暫定的係留保管施設の指定拡大及び機能強化
- ・民間活力を活用した取組の推進及び地元市町との連携

②規制、予防的措置などの推進

- ・「撤去命令」や「簡易代執行」などによる「強制撤去」
- ・警察や海上保安部、漁業協同組合等と連携した「指導・撤去」の強化

2. 鳴門・吉野川北岸地域

(1) 地域目標

令和12年度までに、暫定的係留保管場所の指定拡大を図るとともに、市街地中心部を流れる撫養川での係留船舶の移動、放置艇の許可取得を促進する。

(2) 現状と課題

①地域の状況

- ・地域全体の総隻数に対し、係留保管施設が不足
- ・撫養川、榎瀬江湖川などを中心に地域内全域で、未だ放置艇が多数存在
- ・市街地を流れる撫養川沿川に小型船舶の係留が集中

②放置艇の状況（令和4年度プレジャーボート全国実態調査）

	県管理水域	国管理水域
無許可艇	387	355
沈廃船	83	43
放置艇数計	470	398

※国管理水域は、吉野川、旧吉野川、今切川の合計
※国管理水域では吉野川南岸の放置艇も含む

(3) 具体的取組

①係留・保管能力の向上

- ・小鳴門海峡やウチノ海などに、新たな暫定的係留保管場所を確保
- ・漁業関係者と連携するなど、既存の暫定的係留保管場所の強化

②規制、予防的措置などの推進

- ・撫養川、榎瀬江湖川などでの、警察や海上保安部等と連携した、指導・撤去の強化
 - 「許可取得」及び「係留保管場所への移動」の促進
- ・長原漁港・陸上仮置場を活用した、沈廃船処理の推進
- ・港湾区域における放置等禁止区域等の指定の拡大

③中心市街地の課題解消

中心市街地に位置し、防災拠点となる市役所や、緊急輸送道路に隣接し

た撫養川を対象に、段階的な係留船舶の移動に取り組む。

3. 吉野川南岸・小松島地域

(1) 地域目標

徳島小松島港・徳島港区での恒久的係留保管施設の整備を検討

令和12年度までに、市街地中心部の新町川中流域に位置するケンチョピアの係留船舶の移動、放置艇の許可取得を促進する。

(2) 現状と課題

①地域の状況

- ・地域全体の総隻数に対し、係留保管施設は充足
- ・吉野川南岸地域を中心に地域内全域で、未だ放置艇が多数存在
- ・新町川沿川など、市街地周辺の水域に小型船舶の係留が集中

②放置艇の状況（令和4年度プレジャーボート全国実態調査）

	県管理水域	国管理水域
無許可艇	321	264
沈廃船	66	14
放置艇数計	387	278

※国管理水域は、吉野川の放置艇数
※国管理水域では吉野川北岸の放置艇も含む

(3) 具体的取組

①係留・保管能力の向上

- ・津波等による二次被害のリスク軽減を図るため、
官民による検討会を立ち上げ、恒久的係留施設の整備を検討
- ・漁業関係者と連携するなど、既存の暫定的係留保管場所の強化

②規制、予防的措置などの推進

- ・新町川、園瀬川などでの、警察や海上保安部等と連携した、指導・撤去の強化
 - 「許可取得」及び「係留保管場所への移動」の促進
- ・河川区域、港湾区域の沈廃船処理の推進
- ・港湾区域における放置等禁止区域等の指定の拡大

③中心市街地の課題解消

- ・中心市街地に位置し、防災拠点となる県庁や、緊急輸送道路に隣接した「ケンチョピア」について、係留船舶の移動に取り組む
- ・係留船舶の移動の具体的な計画については、今後、「恒久的係留保管施設」の検討結果を踏まえ検討

4. 阿南・海部地域

(1) 地域目標

令和12年度までに、暫定的係留保管場所の指定拡大とともに、係留施設内の放置艇の許可取得の促進を図り、放置艇の削減に取り組む。

(2) 現状と課題

①地域の状況

- ・係留保管場所の不足箇所が広範囲に点在
- ・派川那賀川の河口、日和佐港、浅川港を中心に地域内全域で、未だ放置艇が多数存在

②放置艇の状況（令和4年度プレジャーボート全国実態調査）

	県管理水域	国管理水域
無許可艇	327	56
沈廃船	132	23
放置艇数計	459	79

※国管理水域は、那賀川、派川那賀川の合計

(3) 具体的取組

①係留・保管能力の向上

- ・派川那賀川、浅川港などでの、暫定的係留保管場所の指定拡大の検討
- ・漁業関係者と連携し、既存の漁港施設の機能強化

②規制、予防的措置などの推進

- ・警察や海上保安部等と連携した、指導・撤去の強化
 - 「許可取得」及び「係留保管場所への移動」の促進
- ・三水域での沈廃船処理の推進
- ・港湾区域における放置等禁止区域等の指定の拡大

- ・11ページ、14ページ、15ページ及び23ページの背景地図については、国土交通省国土地理院のホームページ「基盤地図情報 ダウンロードサービス」(fgd.gsi.go.jp/download/menu.php) から入手し、使用しました。
- ・11ページの衛星写真については、国土地理院撮影の空中写真（2009年撮影）を使用しました。